

## 令和4年度石垣市少子化対策給付事業（学校給食費助成）について

学校給食は保護者の皆様からの給食費と市の財政負担によって運営しております。助成額は小学生1人1食あたり38円、中学生1人1食あたり41円を助成いたします。この事業の助成を受けるためには「申請書兼委任状」の提出が必要となります。学校からの資料の配布がありますので、学校が定める日までに学校に「申請書兼委任状」の提出をお願いいたします。

なお、要保護者及び他法の規定により学校給食費の全額の支弁を受けている方は助成を受けることができませんのでご了承ください。

【問合せ】学務課 ☎ 0980-83-0355



## 令和4年度石垣市学校給食費助成事業（第3子給食費助成）について

保護者の教育費の負担軽減及び子育て支援を推進するため、市内の小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、同一世帯で3人目以降の児童生徒の学校給食費を全額助成しております。

【申請対象者】（次の①～③のすべてに該当する方です。）

- ①石垣市に住所を有し、市内の小学校及び中学校に在学している児童生徒のうち、同一世帯で3人目以降のお子様がいる保護者。ただし、要保護、準要保護及び他の制度により全額助成を受けている児童生徒は除きます。
- ②助成を希望する児童生徒以外の兄弟（第1子及び第2子）について、学校給食費を滞納しないことを誓約できる保護者。
- ③第1子、第2子の学校給食費において平成24年度以降滞納のない保護者。

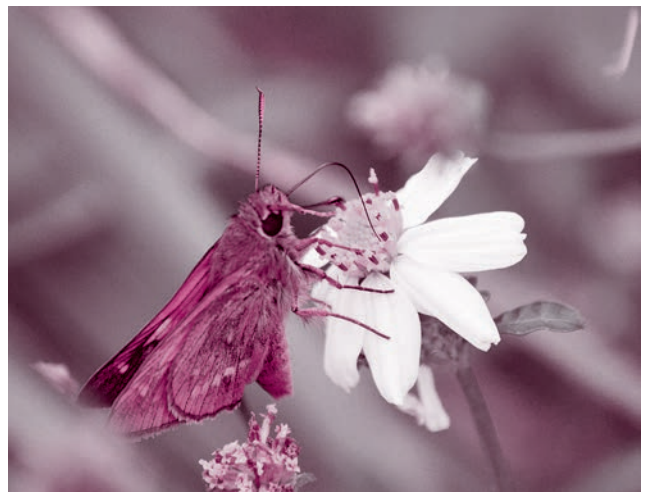
この事業の助成を受けるためには「第3子以降学校給食費助成申請書（兼同意書及び誓約書・委任状）」を学校へ提出してください。学校から資料の配布がありますので、学校が定める日までに学校に提出をお願いいたします。

【問合せ】学務課 ☎ 0980-83-0355

## 天然記念物を採集することは禁止されています

4月下旬から県指定天然記念物「アサヒナキマダラセセリ」が繁殖時期を迎えます。本種の国内での生息地は極めて狭く、石垣島では、於茂登岳山頂から山麓にかけて生息しています。近縁種の分布の中心がヒマラヤから中国大陸の奥地であることから、氷河期の遺存種として学術上重要であり、琉球列島の地史を解明するうえでも極めて貴重な蝶です。1978年（昭和53年）に、沖縄県の天然記念物として指定されました。また、環境省版レッドリストにおいて「絶滅のおそれのある生物種」として記載され、個体数の減少や絶滅が心配されています。

市教育委員会では、違法採集がないよう、監視パトロールを実施し、保護活動を強化します。ご理解とご協力をお願いします。



【問合せ】文化財課 電話 0980-83-7269